

自分のこと、家族のこと、 これからのことを考えませんか？

気がかりなことはありませんか？
以下の項目からチェックしてみて
ください。



©ふくくん
©かこちゃん
加古川市社協 マスコットキャラクター

- 物忘れが増えてきたと感じることがある。
- 家にあるのに同じものを買ってしまうことが増えた。
- キャッシュカードの暗証番号を忘れ、手続きができなくなった。
- 通帳や印鑑など大事なものの置き場所が分からなくなり、失くしてしまうことがある。
- 未払いの請求書が増えてきたなど、支払いの対応が難しくなってきた。
- 契約などの書類の内容が難しく、手続きするとき不安である。
- 悪質業者に騙されたというニュースを見ると不安になる。
- 判断ができなくなったときに頼れる人がいない。
- 相続の手続きが進まない。(相続人の中に判断能力が低下した人がいる。)
- 家族や周りに、上記に当てはまる人がいる。
- 上記の状態になる前に備えたい。

ひとつでも当てはまるものがあれば、このパンフレットをお読みください。

このような心配や不安を解消し、安心して自分らしく暮らしつづけるために、
あなたの権利をまもり支援するのが、成年後見制度です。

加古川市成年後見支援センター
受託法人 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配ごとが起こることがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的にさまざまな支援を行う制度です。

自ら後見人を選択するか、任意後見制度をご検討ください。手続きについてはP5をご覧ください。



どんなことをしてくれるの？

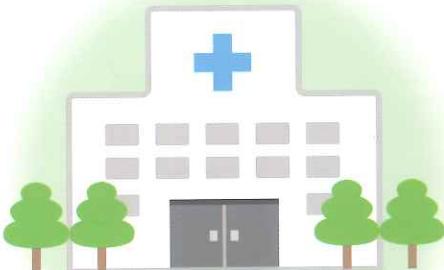


書類の確認と手続きのお手伝い



サービス利用のお手伝い

本人の気持ちを大切にしながら困ったときは相談に乗ってくれます。



入院、施設入所などの手続きのお手伝い



定期的な訪問や見守り



不利益な契約の取り消し



通帳の保管や支払いのお手伝い



亡くなった後の相談・引き継ぎ

せいねんこうけんにんとう

ひと

成年後見人等ってどんな人？

ほんにん きも からだ じょうたい せいかつじょうきょう あ しえん おこな ひと かていさいばんしょ えら
本人の気持ちや体の状態、生活状況に合った支援を行う人を家庭裁判所が選びます。

しんぞく
親族



ほんにん みぢか しえんしゃ
本人にとって身近な支援者

せんもんしょく
専門職



ふくし ほうりつ せんもんか
福祉や法律の専門家
(弁護士、司法書士、社会福祉士など)

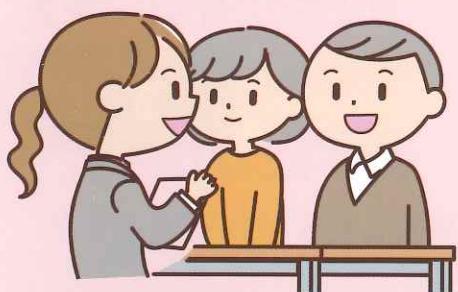
し みん こう けんにん ほう じん
市民後見人・法人など



せんもんてき けんしゅう し みん
専門的な研修を受けた市民
(NPO法人や社会福祉法人など)

成年後見制度を利用するには？

1 そうだん
相談



ほんにん
本人や家族
かぞく
・支援者
しえんしゃ

せいねんこうけんしょ
成年後見支援センターや地域包括支援セ
ンター、基幹相談支援センターなどに相
談してみましょう。

2 もうしたて しょるい じゅんび
申立書類の準備



じゅんび しかた そうだん
準備の仕方も相談できます。
(弁護士、司法書士に依頼する場合は有料)

3 かていさいばんしょ もうした
家庭裁判所に申立て



うけつけご かていさいばんしょ ちょうさ おこな
受付後、家庭裁判所が調査などを行
います。

4 せいねんこうけんにんとう けつてい
成年後見人等の決定



かていさいばんしょ せいねんこうけんにんとう き
家庭裁判所が成年後見人等を決める
あなたの支援者がもう1人増えます。

※後見人等が決まるまでは1~3ヶ月程度かかります。



せいねんこうけんせいで 成年後見制度

しつもん こた
よくある質問にお答えします



©かこちゃん

©ふくくん

しつもん
質問 1

せいねんこうけんにんとう つ
成年後見人等が就くと、自分で買い物はできなくなるのですか？

かいとう
回答 1

た もの ようふく にちじょうせいかつ ひつよう
食べ物や洋服など日常生活に必要なものは自分で買えます。

しつもん
質問 2

せいねんこうけんにんとう なん たの
成年後見人等には何でも頼めるのですか？

かいとう
回答 2

かぞく ちが たの たの
家族とは違うので、頼めること・頼めないことがあります。

しつもん
質問 3

もうした ひよう
申立てにはどのくらい費用がかかりますか？

かいとう
回答 3

てすうりょう いんしだい きってだい いちまんえん
手数料の印紙代や切手代など 1万円くらいかかります。

(そのほかに診断書代や鑑定費用がかかります。)

しつもん
質問 4

せいねんこうけんにんとう しはら ほうしゅう
成年後見人等に支払う報酬はいくらですか？

かいとう
回答 4

ほんにん せいかつ ししょう はんい かていさいばんしょ き
ご本人の生活に支障のない範囲で家庭裁判所が決めます。

しんぞくこうけんにん ばあい ほんにん ふたん へ せいきゅう
親族後見人の場合は、ご本人の負担を減らすため請求をしない

こともできます。

しつもん
質問 5

せいねんこうけんにんとう しごと つづ
成年後見人等の仕事はいつまで続くのですか？

かいとう
回答 5

ほんにん な けんげん
ご本人が亡くなると権限がなくなります。
とちゅう 途中でやめることはできません。

お問い合わせ先：加古川市成年後見支援センター

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12 加古川市総合福祉会館 1階

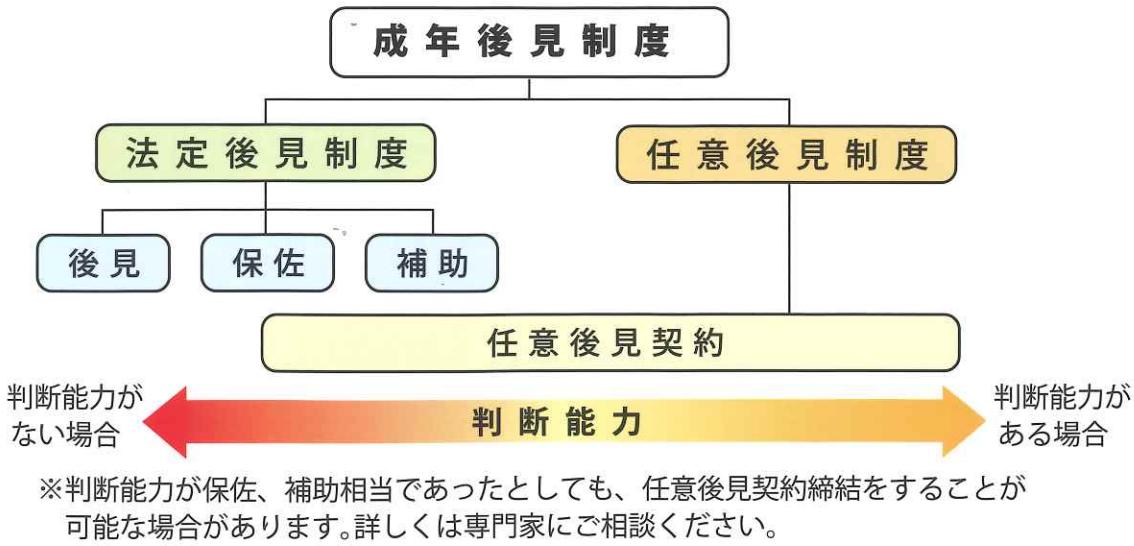
電話：079-441-8156 FAX：079-441-8157

Email: kouken@kakogawa-shakyo.jp

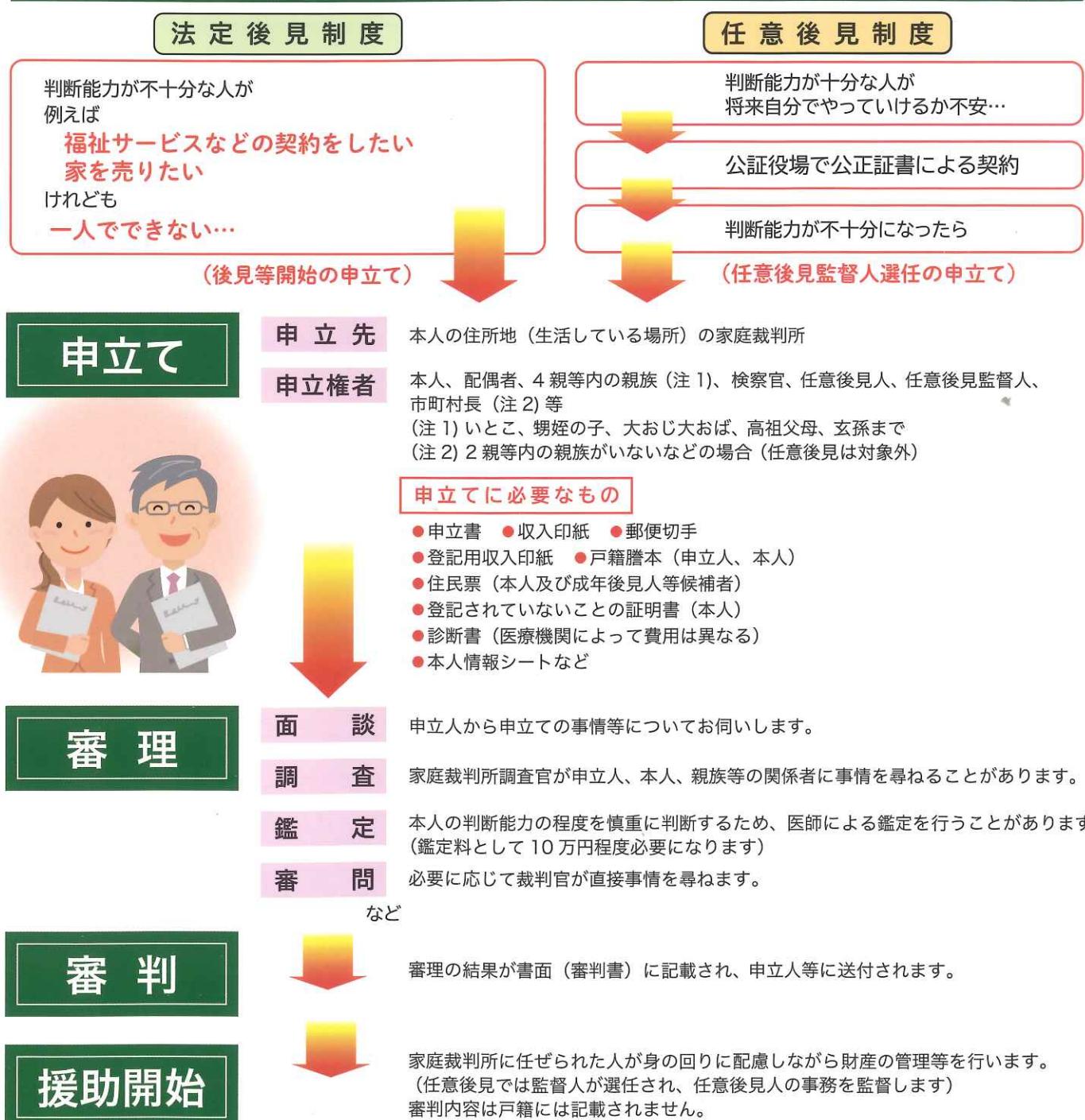
Q&A は下記のホームページでもご覧いただけます。

http://www.kakogawa-shakyo.jp/guardianship_supportQA.html





成年後見制度の利用手続きの流れ



成年後見制度の 留意しなければならないこと



- 成年後見制度は、認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が対象です。ご本人の障がいが身体的なものだけの場合や、単なる浪費などの場合は成年後見制度の対象となりません。
- 法定後見制度は、希望する人が成年後見人等に選ばれるとは限りません。家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選びます。
- 任意後見制度は、誰に何を頼むか公正証書を作成し契約を交わしておきます。判断能力が不十分になったら、家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立てをおこない、任意後見監督人のもと、契約内容に従って支援が始まります。
- 書類は申立人が作ります。困難な場合は弁護士、司法書士に書類作成を委任することができますが、有料となります。
- 申立てに必要な手続き費用は、原則として申立人が納めることとなります。家庭裁判所の許可があれば、申立費用を本人負担とすることができますが、書類作成を委任する費用は申立人負担となります。
- いったん申立てをすると、裁判所の許可を得なければ取り下げることができません。例えば、申立人が候補者として希望する方が選ばれそうにないという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。
- 家庭裁判所から成年後見人等を監督する成年後見監督人が選任されることがあります。
- 本人の財産は、原則本人のためだけに使います。成年後見人等の報酬も本人の財産より支払われます。
- 本人の生活の様子や収支状況などについて定期的に、成年後見人等は家庭裁判所に、任意後見人は任意後見監督人に報告する義務があります。